

各種すり合わせの具体的調整方針

【共通項目】

財産の取扱い

- ・ 新市の一体性を確保する観点から、佐久市・臼田町・浅科村が所有する財産（土地、建物、債権及び債務、基金等）は、新市に引き継ぐ。
- ・ 従来の財産区有財産は、原則としてそのまま財産区有財産として存続させる。

条例・規則等の取扱い

- ・ 事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、根拠法令に基づき制定・改正作業を実施する。
- ・ 新市発足時に即時施行を必要とする事務事業に関するものについては、新市発足までに策定することとし、新市発足後に調整を行うこととなった漸次施行の事務事業に関するものについては、新市発足後速やかに制定する。

使用料・手数料等の取扱い

- ・ 使用料・手数料等については、住民生活に密接に関係するため、円滑な統一が図られるよう十分に調整するとともに、制度が効率的に運用できるよう努める。

補助金・交付金等の取扱い

- ・ 各種団体に対して措置している補助金・交付金等については、従来行なってきた補助制度の内容と新市の振興、財政運営の健全化に配慮しながら見直し、そのうえで条件や水準等の調整を行う。

給付等の取扱い

- ・ 各種施策について行っている給付等については、従来行ってきた制度の内容と実情に配慮し、原則として施設整備やマンパワーの充実を中心とした現物給付主義に改めていく。
- ・ 各種施策については「健全財政運営の原則」「行政改革の原則」に十分配慮し慎重に調整する。

一部事務組合・公社等の取扱い

- ・ 一部事務組合や広域連合等で行っていた事務事業に関するものについては、事務事業処理方法を十分検討し決定する。
- ・ 一部事務組合や広域連合等を構成する関係市町村間で、事務処理の範囲や経費負担など十分協議し調整する。

- ・ 3市町村の区域内にある、土地開発公社や振興公社の統合を進める。

公共的団体等の取扱い

- ・ 社会福祉協議会については、社会福祉法第109条の規定に基づき新市発足と同時に統合するものとする。
- ・ 農林水産業、商工業、文化、体育、厚生福祉などの公共的活動を営む団体については、新市の一体性を確立する観点から、速やかな統合を進める。

諮問機関等の取扱い

- ・ 事務一元化に伴う各種の事務事業の調整結果を踏まえ、設置・見直し作業を実施する。
- ・ 新市発足時に即時設置を必要とするものについては、新市発足までに関係条例、規則等を制定・改正することとし、新市発足後に調整を行うこととなった漸次施行のものについては、新市発足後速やかに調整を図る。

電算システム事業

- ・ 住民サービスの維持・向上を前提に、新市発足時にスムーズに移働できるよう予め調整を行い、既存の電算システムの統合、新システムの構築を行う。